

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
○道路の供用開始（"）	1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則	1

告 示

高知県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年2月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川渡字下大藪9745番1から	前	13.1 }	134
		34.6	
吾川郡仁淀川町川渡字荷掛石9816番1まで	後	26.2 }	134
		34.6	

高知県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年2月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖ノ島循環
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市沖の島町母島字蟬ヶ尾山1801番83から 宿毛市沖の島町母島字蟬ヶ尾山1801番146地先まで	前	5.6 }	130
		9.1	
宿毛市沖の島町母島字蟬ヶ尾山1801番83から 宿毛市沖の島町母島字蟬ヶ尾山1801番147まで	後	9.1 }	130
		26.4	

高知県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成28年2月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町川渡字下大藪9745番1から 吾川郡仁淀川町川渡字荷掛石9816番1まで	134	平成28年2月2日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成28年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画下水道
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成28年2月2日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第1号

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）別表に規定する事務及び特定個人情報に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第85号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。